

民間建築物アスベスト対策 助成のご案内



葛飾区都市整備部建築課

葛飾区民間建築物アスベスト対策助成制度

制度の目的

この制度は、民間建築物におけるアスベストの飛散を防止するための工事に要した費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、アスベストの飛散を防止するための措置を推進し、区民のアスベストによる健康被害の軽減を図ることを目的としています。

助成対象となる建築物

助成の対象となる建築物は、葛飾区内の建築物のうち、屋外又は屋内においてアスベストを含有する吹付け材（外壁の仕上げを除く）が使用された建築物であって、次のいずれかに該当するものです。

- （1）住宅又は兼用住宅
- （2）共同住宅

ビニルタイル、ケイ酸カルシウム板、吸音板、屋根瓦、スレートなどの建材の処分費用は本助成制度対象外となります。

助成対象者

助成の対象となる建築物を所有する方

助成の対象となる建築物の建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体（管理組合）

助成対象となる経費

助成の対象となる経費は、助成の対象となる建築物の屋外又は屋内のアスベストを含有する吹付け材に対して行う下記に掲げる工事に要した費用とします。

- （1）アスベスト除去工事
- （2）アスベスト封じ込め工事
- （3）アスベスト囲い込み工事
- （4）その他上記工事に伴い必要な工事

平成28年度から、工事の実施は、建築物石綿含有建材調査者が策定した実施計画等に基づく現場体制に基づき実施してください。（工事計画検討の時点から調査者の参加必須）

助成金の内容

助成額は次のとおりです。

- (1) 住宅又は兼用住宅 1件につき 30 万円を限度として、助成の対象となる経費の 2 分の 1 に相当する額
- (2) 共同住宅 1件につき 100 万円を限度として、助成の対象となる経費の 2 分の 1 に相当する額

※ 助成額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

アスベストの飛散防止処理機関の案内（参考）

- ◆ 一般社団法人 JATI 協会（旧日本石綿協会）
港区芝 5 - 1 5 - 5
電話 0 3 - 5 7 6 5 - 2 3 8 1

助成の受付・問い合わせ先

- ◆ 葛飾区立石 5 - 1 3 - 1
葛飾区役所（新館 3 階 窓口 3 0 5 番）
都市整備部 建築課 建築安全係
直通電話 0 3 - 5 8 7 5 - 7 8 2 7

助成を受けるための手続き

 : 申請者が行う手続き

1. 事前相談

助成を受けようとする方は、必ず事前に区役所で窓口相談カードを記入してください。
(助成の対象になるか確認を受けてください。)

- ◆ 申請書類の配布



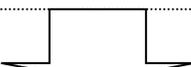
2. アスベスト対策助成承認申請書の提出

建築場所の案内図・建築物を所有していることが確認できる書類の写し・調査報告書等、アスベストが確認できる書類の写し・工事の概要書(調査者が策定した実施計画書等)・工事に要する費用の見積書及び内訳書(2社)・建築物及び当該工事部分のアスベストを含有する吹付け材の写真等を添付して提出してください。



◆ アスベスト対策助成承認通知書の発行

助成承認申請の内容審査及び現場確認を行い、助成の対象となることを通知します。



3. 工事着手

アスベストの除去工事・アスベスト封じ込め工事・アスベスト囲い込み工事



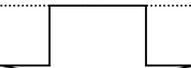
4. 工事完了・アスベスト対策完了検査申請書の提出

提出後、検査員と現場検査日の調整を行ってください。



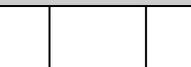
◆ 現場検査

アスベストの飛散防止の工事が行われたことを確認します。



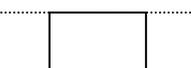
5. アスベスト対策助成金交付申請書の提出

検査後、当該工事に要した費用の領収書等の写し・工事中及び工事完了後の建築物の写真等を添付して提出してください。



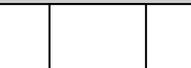
◆ アスベスト対策助成金交付決定通知書の発行

助成金交付申請の内容を審査し、助成金額を決定し通知します。



6. アスベスト対策助成金請求書の提出

助成金交付金額を記入のうえ、支払金口座振替依頼書を添付して提出してください。



◆ 助成金交付

依頼のあった口座に助成金を振り込みます。